

**札幌市の「計画相談支援等マニュアル」改定**

2024年6月27日発行

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定や、改正障害者総合支援法等の施行を受けて、札幌市の『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について』（以下、「『計画相談支援等マニュアル』」）が改訂されました。改訂された内容について、少しご紹介させていただきます。

『計画相談支援等マニュアル』等は、札幌市のHP、<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html> からダウンロードいただけます。

◎第1章 相談支援とは

基準省令等を基に、「意思決定支援の配慮」や「サービス提供事業所から相談支援事業所への個別支援計画の交付」、「相談支援員」等について追記されています。相談支援員については、一定の要件を前提に、専従の社会福祉士や精神保健福祉士が、サービス等利用計画の原案作成やモニタリング業務を行うことができるとされたものです。

また、居宅等への訪問が必須とされていた業務の一部を、テレビ電話装置等での面接により行うことができることについても追記されています。

◎第2章 対象となる障がい者

「利用計画案の提出が不要の場合」の記載について、協議会相談支援部会等から提案があったことを受けて、利用計画とセルフプランについても利用計画案と同様の旨、記載が修正されています。

◎第3章 請求のために必要な要件及び支給額

基本報酬単位数の変更や、基本報酬に関わる3つの減算の新設、新設された加算（高次脳機能障害支援体制加算等）、既存の加算への算定要件の追加（医

療・保育・教育機関等連携加算や集中支援加算、各種体制加算等）等がされています。

◎第4章 継続サービス利用支援等の「モニタリング」期間

2の（4）モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項で、「標準（第4章1及び2（1）～（3）よりも短い期間で設定することが望ましい」具体例が追加されていることに対応した修正がされています。あわせて、具体例に該当する場合等では、相談支援事業所は実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案することとされた、解釈通知の記載内容も追記されています。

◎第6章 申請から計画相談支援給付費などの支払いまで

サービス担当者会議について、原則として利用者等が同席する旨や、医師意見書についてサービス等利用計画作成の際、本人同意を前提に区役所から相談支援事業所に医師意見書の交付（提供）についても追記されています。

◎第7章 その他

国保連請求エラーについて、「多数発生する請求エラー」が追記されています。

◎《別冊》『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』

第3章の「請求のために必要な要件及び支給額」の5で支給単位と加算等について記載がありますが、これを補完する《別冊》も更新されました。基本報酬（機能強化型基本報酬算定要件を含む）と各種加算の算定要件や、基本報酬と各種加算の併給可否、加算間の併給可否等が記載されています。

編集後記

今回も、札幌市の『計画相談支援等マニュアル』改訂にワン・オールも協力させていただきました。協力させていただいたことで、私たちも学びになりました。

今年度も皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL: 011-213-0171

FAX: 011-213-0172

E-mail: sapporo@one-all.netURL: <http://one-all.net/>